

長州藩村落の構造とその機能

Village System and Function in Chōshū-Han

Tsugunobu MIYAKE

一 ま え が き

本稿は、長州藩村落の内部構造を究明し、藩政村落における村役人の性格について、実態的機能において把握しようとするものである。

その目的は次の二点にある。

第一点は、山口県近世史研究に関することである。現在、山口県下では市町村史の発刊が精力的に行なわれ、そのことよってほぼ県下全域に亘って近世村落の様相が明らかにされている。そこにおいて、藩政村レベルでの記述は多いにもかかわらず、村落の内部構造にまで立入った分析はあまり成されていないように思われる。また、近世村落そのものを分析対象とした研究も、西村陸男編『藩領の歴史地理』⁽¹⁾における諸論文の外は意外に乏しく、山口県近世史研究の一つの弱点となっていると言わざるを得ない。従ってこれを克服していく必要がある。

第二点は、長州藩明治維新史研究に関することである。長州藩明治維新史研究の基底に据えられるべきは、幕末期農民諸階層の動向の究明にあることは言うまでもないが、就中、天保二年一揆をめぐる諸階層の矛盾・対抗関係は、その中心をなす。天保二年一揆に関しては、長い研究史があるが、最近の井上勝生氏の研究によれば、一揆指導勢力の一つとして、畔頭や証人百姓など、下級の村役人の動きを評価しようとされている。筆者も、天保二年一揆から、明治二・三年一揆に至る農民諸階層の動向と、藩側の対応について解明を試みたことがあるが、畔頭を一揆指導勢力とするには疑問がある。確かに、畔頭が一揆に参加している事例はあるが、一方で、打毀総軒数約八〇〇軒の中に畔頭が多数含まれており、畔頭の一揆指導を一般化して考えることが出来るか否かについて、一揆の各状況を点検した上での、より精緻な分析が必要である。また、畔頭そのものの村落における性格規定を厳密にする必要がある。長州藩独特の村役人である畔頭は、通常、幕府領における組頭に相当する役であると説明されている。⁽²⁾この場合、幕府

領における組頭⁽³⁾は、通説的（高等学校日本史教科書などによる）には庄屋を補佐するという意味において理解されているのであるから、畔頭は、組頭と同様、より農民的立場に立つというニュアンスでとらえられていることになる。しかし、畔頭については、現在における研究状況は、法制的解釈の域を出ておらず、具体的機能に即して、その性格を究明する必要がある。そして、そのことよって、右のような明治維新史研究を行なっていく上での諸問題に関して、基礎的諸事実を固める必要があると考える。

以上の問題意識のもとに、以下、まず、藩政村落の構造を明らかにし、次に、村役人の性格とその機能について、畔頭を中心として論述し、最後に、補論として、村役人の機能と密接に関係する年貢関係諸帳簿の史料性格について関説する。

(注)

- (1) 特に村落構造に関する論文としては、石原潤「防長における村と小地域集団」山澄元「萩藩藩政村における知行地の構造」。なお山澄元「毛利藩藩政村の一考察」『人文地理』一八一—三三参照。

- (2) 井上勝生「長州藩と水戸藩」『岩波講座日本歴史12 近世4』二八一—二頁

- (3) 拙稿「幕末期長州藩における民衆闘争」(『史学研究』一三二号)、「幕末期長州藩の宗教政策」(河合正治編『瀬戸内海地域の宗教と文化』所収)、「幕末期長州藩の心学教化政策」(『史学研究』一三四号)、「明治初年における山口藩民政と農民闘争」(一九七八年度広島史学研究会日本史部会報告 ただし未発表)、「長州藩天保一揆の展開」(『宇部地方史研究』第八号)

三 宅 紹 宣

(4) 前掲井上氏論文も「庄屋の下に位置する組頭・肝煎・年寄に相当する村役人」(二六七頁)と解説されている。
 (5) 畔頭説明のたとえとされてきた幕府領の組頭についても、必ずしも解明されつくしている訳ではない。たとえば、『近世史ハンドブック』における木村礎氏の村役人に関する解説(二二二〜二三頁)。最近では、むしろ組頭は、名主の補佐役であるが、同時に組の頭でもあり、年貢をまず組ごとに集め、それを名主の所によせるといふようなことは一般的であったと総括されるようになってきている。ただし、本稿では、畔頭を説明するための比較の基準としての組頭を問題にしているので、通説的な組頭の理解を基準として論を展開する。

二 藩政村落の構造

長州藩藩政村落の構造について、熊毛宰判の岩田・塩田・三輪・東荷の四ヶ村(現在の熊毛郡大和町)を中心素材として分析する。まず最初に、熊毛宰判における藩政村落とその内部構成たる畔頭組を安政年間の「郡中大略」によって示しておく、表1の如くである。熊毛宰判二一村は、蔵入地のみ九村、蔵入・給領入相は八村、給領のみは四村となっている。蔵入地における六五の畔頭組の軒数規模は、表2の如く、六十軒台のものが一六・九パーセントと一番多く、次いで五十軒台と七十軒台が一五・四パーセントとなる。これらの畔頭組のうち二百軒を超えるものが六組あるが、いずれも室積村・室積浦の畔頭組で、商業的地域の色彩が濃いということもあり、他村とは性格を異にしている。例外的なものとみなしてよいであろう。一方、給領地における畔頭組は、その軒数規模は小さな傾向があり、三十軒台のものが二四・四パーセントと最も多い。しかし、十軒以下程度の畔頭組は、知行地の端数を調整するために設定されたと考えられるものも多く、村役人も兼帯して任せられ、実質的行政機能を果しておらず、これまた例外的なものとみなしてよい。また、給領地においても五十軒台から七十軒台の畔頭組も、約三十パーセントとかなりの数に達している。

以上のことから、熊毛宰判における畔頭組は、五十軒から八十軒程度を標準的な軒数規模として設定されており、給領地における畔頭組は、給領の錯綜性との関係で、やや規模が小さい傾向がみられると指摘できよう。

次に岩田・塩田・三輪・東荷村の畔頭組について、その構成を示すと表3の如

くである。岩田村国光給、塩田村神護寺給、東荷村福原給などの微小な給領地を除去して、各村落における畔頭組の平均軒数を求めると、岩田村では七六・八軒、塩田村では八四・四軒、三輪村では八三・七軒、東荷村では六二・四軒となり、ほぼ熊毛宰判全体の畔頭組の標準的状況を見ることができよう。
 畔頭組は、その内部に数個の構成単位を持っている。たとえば、岩田村上組では、大畑・別当・上岩田・中村・丸山・光蔵寺・道前・中岩田・才役・王地・片山・明波の十二の内部構成があるが、これは集落であると考えられる。中には、この大畑のように二軒、あるいは塩田村左田組の小坂の一軒のような単位があるが、岩田村や塩田村左田組は、浴が数多く発達しており、集住が不可能な地域もあつたのであろう。元文三年の「地下上申絵図」における人家の位置と、表3における地名を対応させると、東荷村では十一の内部構成のうち、野尻・小東荷・横尾・新市・大平・宮ノ奥・樋ノ口・黒杭の八ヶ所がそのまま照合する。残る帆柱・石原・長濱については、大和町役場の字図によれば、それぞれ稲葉・宝城庵・浅倉という小字を持っており、そのように呼ばれていたとしてもおかしくない。そうすると、畔頭組の内の一の内部構成は、「地下上申絵図」における十一の小村・小名に全て対応できる。「地下上申絵図」における人家の位置を観察すると、十一の小村・小名ごとにかなりのまとまりをもって記入されており、集

表2 熊毛宰判における畔頭組軒数規模分布

畔頭組軒数	蔵 入		給 領	
	組 数	%	組 数	%
(400)	1	1.5		
(307)	1	1.5		
(295)	1	1.5		
(246)	1	1.5		
(224)	1	1.5		
(229)	1	1.5		
180~				
170~179	1	1.5		
160~169				
150~159				
140~149	1	1.5		
130~139	3	4.6		
120~129				
110~119	1	1.5		
100~109	3	4.6		
90~99	2	3.1	1	2.4
80~89	8	12.3	1	2.4
70~79	10	15.4	5	12.2
60~69	11	16.9	3	7.3
50~59	10	15.4	4	9.8
40~49	6	9.2	2	4.9
30~39	1	1.5	10	24.4
20~29	1	1.5	2	4.9
10~19	1	1.5	4	9.8
0~9			9	22.0
合 計	65	100	41	100

〔備考〕 畔頭組軒数180軒以上のものは()に入れて実数で示す。表1と同史料により作成

表1 熊毛宰判における畔頭組軒数規模 (安政年間)

	村名(給領主)	庄屋・小都合	惣高(石)	門役軒	家数	畔頭組軒数					
蔵入	上久原	山本要助	1979.02645	51	219	75	68	76			
	下久原	弘中丈治郎	2335.178	37.5	394	137	116	82	59		
	長野	田中忠次郎	2792.584	88.75	265	66	59	12	22	55	51
	原	山本馬蔵	1420.424	39	132	54	30	48			
	八代	田中茂右衛門	840.272	33	122	66	56				
	呼坂	河内清次郎	1913.147	55	341	77	88	73	55	48	
	上小周防	○坂本秀助	900.347	14.75	65	65					
	小周防	○三輪辰之助	3645.160	99.25	320	63	80	49	69	59	
	島田	三輪善右衛門	2783.350	109	406	76	58	89	74	109	
	光井	梅本吉之進	2991.119	149	589	170	136	138	145		
	室積	熊野半右衛門	2371.219	165	1077	229	307	246	295		
	室積浦	江本源吉	441.643	111	624	400	224				
	岩田	国光彦太郎	2147.324	101.5	307	85	76	74	72		
	束荷	○林小兵衛	3025.448	120.5	312	49	64	45	68	86	
	塩田	友利虎之進	3494.362	96.5	422	102	86	106	78	50	
	宿井	河村武一郎	2427.264	118.5	257	66	47	62	82		
	川西	松田太兵衛	1597.339	77	259	98	69	92			
給領	三丘(宍戸孫四郎)	吉松庄九郎	7294.744	185	716	31	37	34	33	78	70
						31	35	53	31	52	75
						37	67	52			
	立野(清水美作)	樋山尚吉	1777.720	88.5	253	65	73	52	63		
	三輪(井原豊前)	守田彦右衛門	1514.761	80.5	251	77	93	81			
	差川(毛利隠岐)	田中十右衛門	734.181	11.25	83	43	40				
	差川(毛利主計)	〃	163.155	2.5	36	36					
	差川(天野小輔)	〃	480.37055	9	58	34	24				
	差川(繁沢市之助)	〃	204.198	7	19	19					
	差川(山内正三郎)	〃	97.615	5.5	10	10					
	差川(桂波門)	〃	11.330	—	—	—					
	原・呼坂(寺島太次郎)	吉松庄九郎	43.122	—	—	—					
	呼坂(宍戸伸)	河内清次郎	77.168	2	14	14					
	呼坂(桂隼人)	〃	23.510	1	3	3					
	呼坂(河内新兵衛)	〃	3.967	—	—	—					
	安田・清尾(宍戸)	坂本秀助	56.738	—	—	—					
	小周防・八代(備後)										
	小周防(松浦太兵衛)	三輪辰之助	10.000	—	—	—					
	小周防(山根三郎兵衛)	〃	52.085	1	1	1					
	小周防(守田惣右衛門)	〃	38.650	1	1	1					
	小周防(広瀬孫右衛門)	〃	3.060	—	—	—					
	小周防(守田儀兵衛)	樋山尚吉	52.880	1.5	1	1					
	立野(清水新三郎)	〃	10.000	—	—	—					
	島田(佐々木陽五郎)	〃	12.794	—	7	7					
	島田(藤井善次郎)	〃	44.852	1.5	20	20					
	島田(吉原太郎兵衛)	〃	52.323	2.5	5	5					
	島田(飯田源七郎)	〃	4.265	—	—	—					
	島田(高木半兵衛)	〃	15.722	—	—	—					
	島田(原田弥吉)	〃	52.850	2.5	6	6					
	島田(渡辺新七)	〃	8.185	—	—	—					
	島田(村上源右衛門)	三輪辰之助	6.600	—	—	—					
束荷(福原近江)	林小兵衛	147.267	4.5	10	10						
塩田(神護寺)	〃	16.743	—	4	4						
岩田(国光小源太)	〃	63.000	3	5	5						

〔備考〕
 (注1) 庄屋のうち○印は小都合庄屋兼帯を示す。
 (注2) 村落および給領における家数は、「熊毛宰判郡中大略」にも記載されているが、畔頭組軒数の合計と合致しないものが8例ある。原因は「熊毛宰判郡中大略」が写本であるための誤写とも考えられるが、ここでは筆者が畔頭組軒数を総計したものを掲げる。
 「熊毛宰判郡中大略」(山口女子大学付属図書館蔵)より作成。

表3 大和町域4藩政村の畔頭組構成(安政年間)

岩田村 庄屋 国光彦太郎

塩田付 庄屋 友利虎之進

三輪村 小都合庄屋 守田彦右衛門

井原豊前給領 給庄屋 常蔵

畔頭組	畔頭名	軒数	内部構成	軒数			
上組 国光助右衛門		85	大畑	2			
			別当	2			
			上岩田	15			
			中村	4			
			丸山	6			
			光蔵寺	8			
			道前	3			
			中岩田	22			
			才役	11			
			玉地	3			
			片山	5			
明茂	4						
下組 利兵衛		76	慶見	24			
			後畑	5			
			吉井田	9			
			八反田	4			
			通り山	5			
			松尾	4			
			吉通	4			
			溝呂井	8			
			明神浴	9			
			西岡	4			
			雨桑上組 森山七兵衛		74	家常	17
竹ノ下	7						
岩氏	9						
重平	18						
新所	11						
打方	12						
雨桑下組 虎之助		72				森ヶ追	12
						山根	11
						末常	6
						原ヶ追	5
						近政	9
			大塚	15			
			小池	7			
			池ノ山	3			
			儀山	4			
			国光小源太知行所 小都合庄屋 林小兵衛 給庄屋 林田磯吉	5	吉井田	5	

軒数合計 312軒
門役軒 104.5軒
(石)
村高 2,210.324
{蔵入 2,147.324
{給領 63.000
畔頭組平均 76.8軒

畔頭組	畔頭名	軒数	内部構成	軒数			
下組 梅原小右衛門		102	稲葉	13			
			松尾	6			
			坂根	12			
			源城	14			
			森ヶ追	14			
			周地	15			
			福重	15			
			助石	13			
			中組 渡辺十郎兵衛		86	伊賀	12
						三鍛冶屋	19
						小南	9
矢島	11						
引地	10						
小倉	14						
安栄	11						
上組 弥左衛門		106				十王	23
						相婦	7
						入野	46
						栴屋	10
			山中	20			
			左田組 林宗兵衛		78	小坂	1
						上郷	9
						尾尻	8
						原浴	11
						後畑	21
						鳩岡	7
遠役	3						
生野	18						
鹿石組 熊野太郎兵衛		50				中坪	9
						庄屋側	9
						宮ノ追	5
			南	6			
			大地平	7			
			田中	14			
			神護寺知行所 小都合林小兵衛 給庄屋 又兵衛		4	山田	4

軒数合計 426軒
門役軒 96.5軒
(石)
村高 3,510.105
{蔵入 3,493.362
{給領 16.743
畔頭組平均 84.4軒

畔頭組	畔頭名	軒数	内部構成	軒数
上組 虎太郎		77	勝間	19
			草場	10
			林美	9
			石原	10
			千亀	12
下組 庄太郎		93	三輪市	23
			新市	8
			潤田	18
			当別	12
			宇立	14
西畑組 忠蔵		81	鮎石	12
			片山	12
			西畑	15
			西定	27
			徳	15

軒数合計 251軒
門役軒 88.5軒
(石)
村高 1,514.761
{蔵入 0
{給領 1,514.761
畔頭組平均 83.7軒

束荷村 庄屋 林小兵衛

畔頭組	畔頭名	軒数	内部構成	軒数
下組 (守田)直吉		49	野尻	49
横尾組 林宇兵衛		64	小束	19
			横尾	34
大平組 林利右衛門		45	大新	29
			平市	16
上組 林庄右衛門		68	帆柱	20
			石原	32
黒杭組 林清右衛門		86	樋ノ口	26
			黒長	40
福原近江知行所 給庄屋 林儀兵衛 畔頭 団蔵		10	樋ノ口	20

軒数合計 322軒
門役軒 125軒
(石)
村高 3,172.715
{蔵入 3,025.448
{給領 147.267
畔頭組平均 62.4軒

〔備考〕表1と同史料により作成

落としての様相を示している。以上のことにより、畔頭組の内部構成は、集落とみなすことができよう。あるいはまた、現在における大和町内の部落構成とその景観によってもそのことは証される。ただし、岩田村と塩田村については、畔頭組の内部構成単位はあまりにも細分化されおり、現在においては、二、三の単位を合併して一部落を形成している。

畔頭組は、右のように、集落をいくつか統合して設定されているが、中には、東荷村新市が横尾組と大平組に分割されているように、集落を分割している例もある。⁽²⁾従って、畔頭組は行政的設定の性格を有し、生活共同体としての機能は、荒神あるいは地神の講単位に行なわれることが多い。たとえば、『防長風土注進案』の風俗の項によれば、岩田村は、「正月之内ニハ地神申と號し式拾軒程宛ニ講組を分ケ、盲僧を招キ祭式相調、次ニハ地下中諸メリ等申談候、人々田植日取を茂仕候、……十一月ニ荒神申とて社家を招キ祭式相調、講中申談旁正月地神申同様ニ御座候、尤六月ニも夏申とも同様ニ祭式仕候」、塩田村は、「九十月之頃地神講荒神講と唱、拾人拾五人宛組合を取、前年鬮上にて當家江社人盲僧間相招キ、講中米老升ニ錢五分宛も持寄濁酒老飯等振廻仕」、東荷村は、「夏秋両度荒神申之義は最寄之講組を分ケ輕キ管仕、其節地下中申談仕候事」と記載されている。岩田村・東荷村ともに、荒神・地神申の時に、地下中の寄合いを行なう田植の日取りなどを取決めており、講は祭祀組織であると同時に、共同体運営のための寄合いの機能を果している。なお、三輪村には、講組の記述は無いが、『防長風土注進案』の風俗の項は村によって精粗があり、記述が無いからといって講組は存在していなかったとも言えない。熊毛宰判の各村落では、ほとんどの村で荒神・地神の講組の存在が認められるから、三輪村においても存在していたと推察されよう。

畔頭組の内部の行政組織については、東荷村下組の場合について、下組畔頭を勤めた守田家に伝来する戸籍帳により復元を行なうと、表4のような構成をとっている。戸籍帳に記載されているい・ろ・は・に・ほは、戸籍仕法によれば「台紙江本紙之はり立ハ十人組を一組々々ニ而、いろは之相印を以仕分ケ、一組切順々次第を追ひ仕立可申候」ということであるから、十人組を示している。つまり、東荷村下組は、ほぼ十軒を単位とするい・ろ・は・に・ほの五つの十人組から構成されている。十人組は安永八年「先年より五人組の法有之候へ共、仕法不行届ニ付、只今より五人組を式組合せ、十軒の内より壹人宛頭取百姓を定、諸事の世話仕せ候様改めて可申付候」という理由で設定されたものである。そして、

各十人組には一人ずつの頭取百姓が任命されていたが、頭取百姓は「人柄は下の望ニ任せ、給米の沙汰不及」ということで、村民の意向を反映して任ぜられていた。十人組は、地域的結合が指向されており、安永八年に五人組を合併して設定された時も、「組合の内家替其外等ニて遠方相隔り候時は諸事不行届ニ付、此内組替の所も有之、未其氣付無之所も有之様ニ相聞候条、有懸りの組相隔り居候分有之候ハ、何分現軒引続候て、組替相成候様早々御詮義」ということで、移転により地域を離れてしまった家がある場合には、十人組の編成替えが求められている。

十人組頭取百姓の中から、畔頭組ごとに一人、証人百姓が選ばれた。証人百姓の任務は、「畔頭元諸入目足役押其外諸割符悉承之、取帳請立迄も見合、存寄有之儀は無遠慮申合、地下為宜取計」というものであった。証人百姓の性格については、次の史料が注目される。

証人百姓の儀は惣百姓中の目代に立、米銀取計諸締り見届候者ニ付、頭百姓の内人柄相撰せ可申付管候処、村ニ寄証人百姓は畔頭の下知を受相勤候様成行、大概小百姓無事無算の者相勤、不呑込より印形仕候故百姓中米銀取引の疑ヒを起候、地下出入間々有之やうに相聞候(下略)

この史料は、天明年中において、法令がうまく行なわれていない状況があれば上申せよと藩庁が命じたことに対する、答申の中に出てくるものである。答申の結論的部分は、本論と直接関係が無いので省略したが、要するに証人百姓を畔頭と同格にすべきであるというものである。この答申は勿論実現されなかったが、問題は、当時の状況において証人百姓がいかなる役職として認識されていたかである。右の史料によれば、証人百姓は惣百姓の代表という性格があり、もし畔頭の恣意により選ばれて勤務をするような場合には、不都合が生じると指摘されており、本来的には畔頭の支配を受けないものと認識されていたといえよう。

なお、証人百姓の任期は、原則的には一年交代であるが、実際は、東荷村下組の場合は、組内最高の持高四十石余の林惣十郎が、享和二年から慶応三年の六六年間担当しており、固定化する場合があった。

畔頭組の内部構成について、次に、石高による階層構成をとってみると、表5のようになる。表に見られる如く、証人百姓・山廻り役などを上層として、かなりの階層分化が見られ、三石に満たない貧農層が四三パーセントも存在しているのが注目される。この中には、ほ組における利吉のように、本軒百姓でありながら田畠四畝、石高四斗七升七合のように没落している者もあり、従来から指摘さ

表4 東荷村下組の十人組構成(嘉永年間)

表5 東荷村下組の階層構成

組	名前	百姓軒	田畠(反)	石高(石)	家族数	牛	馬	旦那寺	備考
い 9軒	茂吉	本	2.1.05	3.961	4	1	—	真宗来迎寺	文久3年の献金高2朱 (以下同)
	和右衛門	本	8.9.13	13.648	6	1	—	〃	
	兵吉	本	9.0.10	15.861	5	1	—	禅宗慶宝寺	
	五郎吉	門男	0.1.10	0.075	2	—	—	真宗来迎寺	
	卯吉	半	4.0.24	7.265	4	1	—	〃	
	善吉	2.5	0.7.06	0.734	3	1	—	真宗光明寺	
	熊太郎	2.5	1.3.10	2.410	4	1	—	禅宗慶宝寺	
	鹿吉	半	3.4.10	4.696	4	1	—	真宗光明寺	
	辰五郎	門	0.6.09	1.551	6	1	—	禅宗慶宝寺	
ろ 11軒	新兵衛	門男	2.4.23	4.493	4	—	—	真宗光明寺	2朱 2朱
	幾藏	門男	2.2.15	4.825	3	1	—	禅宗慶宝寺	
	庄藏	7.5	3.8.10	6.774	5	1	—	〃	
	儀助	半	2.8.07	5.661	7	1	—	真宗来迎寺	
	用七	半	1.1.04	2.377	7	1	—	真宗浄泉寺	
	新吉	半	3.7.27	4.610	5	1	—	禅宗慶宝寺	
	文吉	門男	0.8.18	1.221	2	—	—	〃	
	勝藏	7.5	5.6.15	8.775	5	1	—	〃	
	馬藏	半	3.3.11	5.385	4	1	—	真宗来迎寺	
	林惣十郎	本	18.8.19	40.361	6	1	1	真宗光明寺	
武兵衛	本	7.0.27	13.193	4	1	—	〃		
は 10軒	弥兵衛	本	5.6.15	9.639	7	1	1	真宗光明寺	2朱 1朱
	よし	門男	0.3.00	0.275	1	—	—	真宗来迎寺	
	久松	半	1.6.09	3.188	6	1	—	〃	
	好助	2.5	3.1.24	5.324	4	1	—	〃	
	市右衛門	半	1.4.00	2.932	5	1	—	〃	
	利右衛門	7.5	3.7.04	5.433	9	1	—	真宗光明寺	
	音五郎	2.5	3.2.02	5.879	6	1	—	〃	
	市藏	門男	0.1.16	0.238	4	—	—	真宗来迎寺	
	源右衛門	半	2.7.20	2.588	3	1	—	禅宗慶宝寺	
	勇吉	本	4.7.16	8.895	7	1	—	禅宗浄国寺	
に 8軒	熊吉	2.5	0.2.18	0.434	6	1	—	真宗来迎寺	1両
	権吉	門男	0.8.25	0.916	7	—	—	〃	
	源助	2.5	1.2.06	2.760	3	—	—	禅宗慶宝寺	
	茂右衛門	門男	0.3.10	0.380	4	—	—	真宗来迎寺	
	太郎吉	2.5	0.8.20	1.452	6	1	—	〃	
	長吉	2.5	1.7.21	3.005	4	1	—	〃	
	有末亀吉	本	11.8.24	18.928	4	1	—	禅宗慶宝寺	
庄吉	半	3.6.11	5.617	3	1	—	〃		
ほ 9軒	新藏	半	1.9.29	4.713	5	1	—	真宗光明寺	弘化3年~山廻り役
	甚九郎	2.5	1.2.13	2.331	3	1	—	真宗来迎寺	
	金作	2.5	0.8.23	1.399	4	—	—	真宗光明寺	
	市郎右衛門	半	1.8.27	3.127	3	—	—	真宗来迎寺	
	鹿次郎	門男	0.4.15	0.308	3	1	—	〃	
	彦次郎	本	9.3.25	16.105	9	1	—	真宗浄泉寺	
	亀次郎	門男	3.4.14	6.282	1	—	—	〃	
	吉藏	2.5	1.3.07	2.505	3	0.5	催	真宗慈恩寺	
	利吉	本	0.4.00	0.477	7	0.5	合	真宗来迎寺	

(石高)	軒数(軒)	%
20以上	1 (証人百姓)	2
18~19	1	2
17~18		
16~17	1 (山廻り役)	2
15~16	1	2
14~15		
13~14	2	4
12~13		
11~12		
10~11		
9~10	1	2
8~9	2	4
7~8	1	2
6~7	2	4
5~6	6	13
4~5	5	11
3~4	4	9
2~3	7	15
1~2	4	9
0~1	9	19

〔備考〕表4と同史料により作成

表6 東荷村下組 春定名寄帳登録軒の性格

登録軒種類	軒数
本軒	11
7.5朱軒	3
半軒	17
2.5朱軒	9
門男	10
畔頭軒	1
山廻軒	1
庵	1
惣作所	9
立野村入作	20
岩田村入作	19
下東荷入作	20
その他	1
合計	122

〔備考〕「熊毛郡東荷村春定名寄帳 庄屋林小兵衛存内 畔頭直吉組」(安政6年) (守田家文書) により作成

〔備考〕「周防国熊毛郡戸籍下書 熊毛宰判東荷村庄屋存内下組畔頭一組」 (守田家文書) により作成

れているように、幕末期に門役軒が単なる名目的なものになってしまっている状況を認めることができる。ところで、戸籍帳に登録されている田島・石高は、戸籍が「入作之百姓居村之帳」¹¹ 入候ニ付、両方之帳付申ましき事」ということから、家ごとの正確な持高を示しているが、春定名寄帳に見られる持高は、入作関係を整理しないと、家ごとの持高は正確には判明しない。たとえば、右の戸籍帳とほぼ同時期の春定名寄帳に登録されている百姓の内訳は、表6のようになる。これで見ると東荷村下組には、他村や他畔頭組から入作している者が、一二二軒のうち五九軒で四八パーセントも存在しており、春定名寄帳による階層構成分析は、入作関係を整理した上でないと正確なものとならないということが如実に示されている。¹⁰⁾

(注)

- (1) 畔頭組の軒数規模については、前掲石原・山澄氏の分析があるが、対象地域も狭く、また単純平均値で計算されているので、藩庁が畔頭組の標準規模をどのように設定しようとしたかの関点からは不十分である。
- (2) 畔頭組が集落を分割することに関しては、前掲石原氏論文に、山口宰判の平川地区の事例が紹介されている。
- (3) 勿論、後述する船木宰判西須恵村野来見の如く、小村と畔頭組が一致している場合には、生活共同体と畔頭組との分離は起こらない。
- (4) この戸籍帳は、年次を経るに従って発生した移動を、加筆あるいは削除しているため、史料操作が甚だ困難であるが、ここでは、生年や墨色の変化を区別することによって、初年度に登載されていたと判断されるものを表にまとめた。なお、戸籍に記載されている旦那寺について触れておくと、近くの慶宝寺・来迎寺が多いのは当然であるが、中には塩田村の光明寺、三輪村の浄国寺を旦那寺とする家もあり、かなり広範囲にわたっている。この寺檀関係は、現在においてもほぼ踏襲されている。
- (5) 「文政九年戸籍一件控」山口県文書館蔵
- (6) 「御書付其外後規要集」七(『山口県史料 近世編法制下』二二三頁)
- (7) 同右
- (8) 同右 二四六頁
- (9) 「四冊御書付」
- (10) 「御書付其外後規要集」十一(『山口県史料 近世編法制下』四一五頁)
- (11) 名寄帳の分析については、土屋貞夫「名寄帳の分析について——明治期の

美祿郡伊佐村」(『山口県地方史研究』第四十号)があり、名寄帳における入作の問題に関して、史料操作必要性の指摘がある。

三 村役人の性格とその機能

ここでは、二で述べたような内部構造をもつ長州藩村落における村役人の性格と機能について、畔頭を中心として考察する。長州藩における村役人は、蔵入地の場合は庄屋・畔頭、給領地の場合は小都合庄屋・給庄屋・給畔頭であるが、その法制的性格については、『防長風土注進案』研究要覧の用語解説の各項目に、既に説明し尽くされているので、贅言を要しない。従って、以下、村役人の諸機能——特に畔頭の職務内容を実態的にとらえることに主題を限定する。

(1) 年貢収納

村役人の職務の根幹は年貢収納にあるが、その構造をまとめてみると表7の如くなる。使用した史料は、畔頭関係が舟木宰判東須恵村(現宇部市)の伊藤家と舟木宰判藤曲村(現宇部市)の桜井家に伝来した「畔頭座付渡御用物付立并年行事書」である。この文書は、その奥書に「右畔頭役座付渡御用物付立并年行事大要前書之通り相心得無滞取捌、向後御交代之節は此書物之前を以、後役々々江附渡諸事無不束様可遂所勤候事 弘化三年八月 御代官所(印)」とあり、畔頭の職務に関する諸帳簿・諸道具と、その職務内容を一月から十二月まで順を追って書上げたものである。伊藤家のもとは桜井家のもとは、担当する地域の性格の差により若干の職務内容の違いが見られるが、基本的には同内容であり、奥書から判断しても、代官所が示した畔頭の職務便覧とも言うべきものである。

庄屋関係で使用したのは、小郡宰判秋穂村(現秋穂町)の山内家に伝来した「庄屋元年中行事」である。この史料は、九月から翌年八月までの庄屋の職務内容を順を追って書上げたもので、九月から書き始められているのは、庄屋の任免が主としてこの時期に行なわれていたことと関係がある。内容は、職務内容に関する諸帳簿の雛型をも載せる詳細なもので、職務遂行上の手引きとしてまとめられたと考えられる。以上の三点の史料は、その地域を異にしているが、一般性を持っており、それに代官の職務内容を関連させて、年貢収納構造を照合させると表7のようになるのである。

年貢収納に関して注目されるのは、畔頭の果している役割である。年貢収納の

表7 幕末期長州藩における年貢収納構造

1月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	典拠史料
勘場(代官・大庄屋)	御蔵開(畔頭・蔵番・米計集合)	庄屋	畔頭								
奉定算用究検査・下付↓	百姓人別米算用帳検査 「奉定算用究検査」提出↓ 「奉定名寄帳書寄」調製 「奉定名寄帳組括り」調製 「奉定皆済一紙横帳」調製	5日 奉定高請の立札作成 1日 綿木綿連上銀上納 1日 酒場和市遠銀上納	14日 菜種・綿実作高届出 ↑ 春作の菜種・前年度の綿実行数調査の届出	25日 夏納銀取立・上納 夏納銀取立帳「調製」	10日 夏納銀上納 7日 夏足役押の調整 1日 酒場銀上納 1日 夏納銀上納	早中田見取。ただし鎌留の 沙次の上、熟毛次第上見 提出 14日 御蔵納米披込帳「等 田作の検見書」提出ささる。 早中田の熟毛しだい見取帳を作成し、上 見検風を請けた上で米取立。 晩田の熟毛しだい請検見の證儀をし、人 別請状を以て申出。	大坂運送米・萩御蔵納米の↓ 奉定高請の受届 「米銀差引帳」ほか「収納 米取帳」(畔頭組ごと) などの年貢関係帳簿の調整 田見取帳「に従って取立。 大坂運送米・萩御蔵納米をはじめ「早中 田見取帳」に調整 「米銀取帳」調整	「米納分帳」と相違なきよう取立・催促。	御蔵究 ↑ 米取立皆済の届出 15日 米取立皆済の届出 10日 足役算用 ↑ 25日 秋納銀取立・上納 「秋納銀取立帳」調製 御蔵納石大豆取立 15日 米取立皆済の届出	10日 秋納銀上納 10日 足役算用 ↑ 1日 秋納銀上納 大坂運送米・萩御蔵納米、12月中に搬出 されるよう手配 10日 連上銀暮上納の分取立・上納	「代官所諸役職務解説」 「御代官役心得書」 〔毛利家文庫〕 「庄屋許年中行事」 (慶応3年3月) 〔山内家文書〕 「東須恵村の内、黒石村畔頭座 付渡御用物付立并年中行事書」 (弘化3年8月) 〔伊藤家文書〕 〔北川健氏により、『宇部地方史研 究』第5号に史料紹介されている〕 「藤曲村之内北條畔頭座附渡 御用物付立并年中行事書」 (弘化3年8月) 〔桜井家文書〕

基本となる諸帳簿の調整は、三月に畔頭が、「名寄新帳相調、念を入下調へ致、入狂之者新下札返上共ニ何時^⑤清算相成候様仕向之事」と、畔頭組ごとに保管している春定名寄帳を調整することから開始された。この春定名寄帳が勘場へ提出されて春定算用究を受け、その年度の年貢負担料が決定されるのであるが、その経過は次のようなものである。

春定ハ各村庄屋畔頭ヲ勘場呼出、名寄帳・下札共持出サセ前年度田畠山林売買ニ而持主ノ入狂ハタルヲ引調る、或ハ永當否新開畑田成等其時々倉儀ノ正抛物ヘ引付等、算用師役主任にして手子役勘場役人中惣掛リニて御定役之目前ニ而名寄帳清算シ、春定一紙一村ノ括リマテ悉皆済相調候上、大庄屋役帳簿印判メリヲス、然ル上引合算入相違無之と奥書シ御勘定役調印、夫々御代官役一見之上大庄屋御勘定役之前判ヲ見詰ニ御代官役奥書調印済之上、庄屋畔頭^⑥下ケ渡ス、又根帳ト号勘場^⑦一通り取置、一郡ノ惣括リヲ算用師役相調、夫々調印ヲス^⑧。

右の如く、村に課せられる年貢総高を示す春定皆済一紙は作成されるのであるが、これらの作業の基本になっているのは、春定名寄帳の調整である。従って、別の史料では春定を解説する中に、春定名寄帳について「名寄帳ハ畔頭元根帳ニ候故、下札一同ニ改り候ハテハ不相叶候」とまで書かれている。

年貢収納の実際の作業は八月から行なわれる。その方法は、先ず畔頭が「田作一統請検見相決候迫溝^⑨三株之外鎌留之儀ニ付、人別請状仕らせ候而差出シ可申候事」ということで、田が熟毛しても検見をうけるまでは勝手に刈上げないという請状をとる。そして、「早中田熟毛次第、見取帳仕出之上、上見を請^⑩上ケ、早速御米収納可仕候事」と、上見検見をうけたら早速年貢収納を開始するのである。年貢米は、原則として早中田によって取立てられていた。その理由は、「第一大坂御運送御登せ候便り、早田米御百姓心儘ニ被仰付候而は不仕抹ニ仕、却而御百姓損失にも相成候、又ハ秋暮ニ至り大風坏吹惣検見等有之候時ハ、早田米ニて納越置候得ハ、晩田年貢立用も罷成御百姓勝手之儀ニ候、依之早田見取ハ作徳不被成遣五合五勺引有切収納被仰付候」というものであり、大坂市場での販売のメリットと、天候不順などにより、収穫高の総計がいくらになるか予測がつかないために、収納出来るところから年貢米を確保しておこうというものであった。

九月に入って年貢収納作業は、畔頭の手によって本格的に行なわれ、「大坂御運送米、萩御藏納米を始、早中田見取帳之前を以御米取立可申候事」と、大坂送

り萩送りの計画に従って取立が行なわれた。その作業と並行して、「御米銀取帳調出巻封紙数印形メリを取可申候事 但人別座取御本米并ニ田畠高等書入可申候、印形相成次第取下ケ算用仕立之事」ということで、年貢収納の清算のための帳簿の作成が開始されている。このように、年貢収納の実務は畔頭が担当し、十一月十五日の年貢皆済の届出も、畔頭から出されたものを庄屋が村ごとにとりまとめ勘場へ報告する仕組になっている。

また、銀方貢租の取立ても、夏納銀は六月二十五日を期限として畔頭が行ない、それを庄屋がとりまとめ、七月一日を期限として勘場へ上納していた。秋納銀の場合も同様にして、十一月二十五日を期限として畔頭が取立て、庄屋がとりまとめ十二月一日を期限として上納している。

(2) 人身把握

次に、村落行政の重要な職務である人身把握については、文政八年から、戸籍事務等は畔頭の任務となった。具体的には、一月に「宗門御究人別仕出帳・鉄砲請状本人付出帳共ニ調出之事」と、宗門御究帳と鉄砲請状の調整をし、戸籍帳については毎月の人數・田畠・牛馬の出入を記入することになっている。そして、八月には、「戸籍出入之儀ハ毎月相しらへ候事候得共、當月別而念を入相糺、惣括り相調、外ニ括り横帳ニノ写相添、十五日を限り勘場差出シ可申候事」と、一年間の出入りを集計して惣括り帳を作成し、庄屋を介して勘場へ提出した。このように、農民個人個人は畔頭によって把握されており、庄屋はこれを総括する立場にあった。従って、庄屋の元に伝えられる戸籍帳は、畔頭組の惣括り帳であって、戸数の総計のみ記されているのである。

(3) 勸農

村政のうちの勤農の側面において、畔頭の職務内容をまとめてみると表8のようになる。畔頭は、田植から草取りまで完全に行なわれるよう細かな配慮をし、あるいは堤・井手・溝などの水利を保全し、普請などの場合には手配を行なっている。

(4) 畔頭の性格とその機能

以上のように、畔頭は年貢収納、人身把握、勸農に関して、畔頭組内においてかなり独自の権限を持って職務を行なっていた。従って、職務に関する藩庁から

表8 畔頭の勤農関係職務内容

月	職務内容
1月	堤・井手・溝御普請所取掛りの指導 困窮者種籾確保のための種卸の指導
2月	御立山その外良木植付の詮儀
3月	堤・井手・溝御普請所ならびに地下役の場所ともに整備良好になるよう指導
4月	前年度秋御立山その外へ良木植付の結果について調査 田方植付につき不行届の者なきよう指導
5月	田方植付完了の届出、未完了あれば詳しく調査 洪水の損所ある時は防禦対策をし、調査の上届出
6月	田の草取不埒の者なきよう見廻り、指導
7月	困窮・病気のため田の草取不埒の者があれば、組合または地下中より加勢・手間替などに取するよう指導
10月	御団籾の御蔵納の手配 本年度春植付けた良木の結果の調査

〔備考〕「東須恵村の内黒石村畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」(伊藤家文書)「藤曲村之内北村畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」(桜井家文書)により作成

の通達は畔頭まで伝えられていた。藩庁からの通達は、宰判の勘場から各村の庄屋のもとを巡廻していくが、庄屋元からは小蝕によって畔頭に伝えられる。たとえば、前掲守田家文書の中に、東荷村下組畔頭在任中の御用留があり、幕末期における郡奉行からの通達が書留められている。一方で畔頭は、藩庁へ上申する際の最下部での主体となった。守田直吉の場合、安政六年三月八日には、組内百姓の有末亀吉の勤功願書を取りまとめて庄屋林小兵衛に提出し、更にこれが大庄屋河村武一郎へ上申されており、これが郡奉行所に上申される仕組になっていた。同様のことは、慶応三年にも、証人百姓林惣十郎の勤功願書提出の時も行なわれている。

畔頭は、右の如き職務権限があったので、畔頭組内における地位と指導力は強大なものがあつた。たとえば、舟木宰判西須恵村の野来見では、「畔頭取計廉書」がとりきめられているが、そこには年貢収納に関する指導とそれにもなう諸儀式が細かに規定されている。中でも十二月二十六日には、地下連合寄合として、証人百姓・十人頭・小蝕・米計をはじめ地下中が畔頭の所へ集まり、上納米銀を納めていない者に対して、上納の方法を相談し完納させるようにしている。また、一月には、「初寄合と唱へ村別畔頭元へ集会、社人を招き於鎮守神楽を奏し、其後村中のメリ方申談候」ということで畔頭宅において寄合を開き、村中のとりきめを行なっている。

従って、組内における畔頭の権力はかなり強く、野来見村「地下之心得廉書」によれば、屋根の葺替に因つて次のような序列があつた。

地下中屋祢葺替之儀一統秋作舞相済候後、第一畔頭方証人百姓頭立候もの

表9 守田家の役職履歴

名前	役職	期間
喜兵衛	大平組畔頭	元文2~天明6 (51年間)
常右衛門	大平組畔頭	天明6~寛政10 (13年間)
源之進	横尾組証人 百姓并大平 御立山廻り	寛政10~文政5 (25年間)
直吉	横尾組証人 百姓并大平 御立山廻り	文政5~嘉永6 (33年間)
	下組畔頭	安政元~明治7 (21年間)

〔備考〕「守田家勤功願書」(守田家文書)により作成。

方順々ニふき候由、たとへ早く秋仕舞仕候而も畔頭を差置葺替決而不仕、萬一畔頭方ニ間筋有之候へハ、畔頭方扶抄仕候上なら而ハ取懸不申、(下略)

このように組内における畔頭・証人百姓・頭取百姓の序列は厳然として存していたのである。

畔頭の役割の中には、職務上明確に規定されたものではないが、風俗引締めというものがあつた。たとえば、舟木宰判高泊村では、安永八年に畔頭組の統合が行なわれたが、その後次第に地下困窮、あるいは小商いや石炭掘りをして、耕作に励まなくなってきたので、寛政四年に組分けを敷願している。そこにおいて、「畔頭両組ニ御引分ケ被遣候ハ、諸上納物取立旁手廻宜、毎々畔頭元ニて異見等申聞候ハ、御百姓中風俗も直り」と、畔頭による風俗引締の効果が期待されているのである。

畔頭の村落行政官としての性格を示す事例として、最後に触れておかなければならないのは、畔頭が在地性を欠如している問題である。たとえば、前述の東荷村下組の場合、幕末期における畔頭は守田直吉であるが、守田家は下組ではなく、隣の大平組にあり、在地性はない。守田家の近世中・後期における役職履歴をみても、表9の如く、必ずしも自己の居住する組の役職についてとは限らない。このことについては、大和町域において畔頭を歴任した家の勤功願書にも、しばしば見られるものである。庄屋の在地性の欠如については既に指摘があるが、畔頭にも認められることであつて、支配の末端としての行政的性格が窮えているのである。

るのである。

(注)

- (1) 伊藤家は、勤功書によれば、文左衛門のとき、安政六年から明治三年まで東須恵村の黒石において畔頭を勤め、子の文助も明治三年から畔頭を引継いでいる。
- (2) 桜井家は、藤曲村北條の畔頭を勤め、開作地を組内に領していたため、開作関係の名寄帳が数多く伝えられている。
- (3) 畔頭関係の帳簿としては、東須恵村と藤曲村に共通して見られるものは、戸籍帳・小村帳・小村下絵図・名寄帳(郡算用窮詰より当勘定までのもの)・御米取帳(先勘定)・夏秋納銀取帳(先勘定)・地下足役賃米銭定・堤井手水廻シ水宛給米穂木付根帳である。東須恵村のみに見られるのは、合壁山絵図・合壁山名寄帳、藤曲村のみに見られるのは、御開作小村帳・御開作小村帳絵図であり、両村の地域性の差を反映している。
- (4) 山内家は、小郡宰判大庄屋、秋穂村・陶村などの庄屋を歴任している。なお、伊藤・桜井・山内家文書は、現在、山口県文書館蔵。
- (5) 一例を示すと九月の年貢収納関係帳簿としては、米銀差引帳・収納米附取帳(畔頭組単位)・御藏御米仮提帳・御藏御米提帳控・収納米庭帳附取・御米切掛ケ控帳・御拂米船頭請取帳・御米前出夫明俵割符帳・御藏納米抜込帳控・御米御拂津出シ控帳・御藏番飯諸雑用控帳・御米蔵入ひかへ帳がある。
- (6) 「東須恵村の内黒石村畔頭座付渡御用物付立并年中行事」(伊藤家文書)
- (7) 「代官所諸役職務解説」毛利家文庫 山口県文書館蔵
- (8) 春定の時の庄屋の役割は、春定皆済一紙を算用師へ提出し、また畔頭よりの報告をもとにして名寄帳組括り・名寄帳書寄の帳簿を各二冊ずつ作成し、一冊は算用師へ提出、一冊は庄屋元へ保管した。(「庄屋許年中行事」)
- (9) 「御代官役心得書」毛利家文庫 山口県文書館蔵
- (10) 大坂運送米と萩送米が区別して取立てられるのは、大坂運送米が三斗四升入俵で、俵仕立も入念にしなければならぬためである。
- (11) 人身把握における庄屋の職務は、一月は、畔頭より書出された宗門仕出帳を一冊にまとめ、五人組括りとして畔頭より出された鉄砲請状仕出帳を一冊にまとめ、これらを勘場へ提出する。八月は、畔頭よりの届出をもとに

して戸籍帳括りを作成し、五日を期限として勘場へ提出するというものである。

- (12) 『防長風土注進案』舟木宰判西須恵村 三四三〜四頁
- (13) 同右 三四一頁
- (14) 同右 三四四〜五頁
- (15) 「舟木宰判本控」山口県文書館蔵
- (16) たとえば、「勤功願并寄書其外」(大和町塩田 井上家文書)に所収されている塩田村各組の畔頭の勤功書による。
- (17) 武藤直「近世防長の市町とその背景」(『藩領の歴史地理』三七一頁)に徳地宰判における村庄屋勤務の家とその居住地に関する分析があり、庄屋の在地性がないことの指摘がある。

四 ち め す び

以上、本稿は、従来あまり追求されることのなかった、長州藩村落の内部構造を究明し、そこにおける村役人の性格について、畔頭を中心として実態的機能の面に主題を限定して分析を進めた。分析過程において明らかにされた諸事実そのものが本稿の結論ともいうべきものであるが、若干の総括をしておけば、次の如くである。

- ① 藩政村の内部構成単位たる畔頭組は、熊毛宰判の場合、五十〜八十軒を標準的な軒数規模として設定されている。
- ② 畔頭組は、数個の集落を統合して構成されているが、中には一集落で一畔頭組を形成している場合や、あるいは集落を分割して畔頭組が設定されることもある。生活共同体としての機能は、集落、あるいは荒神・地神の講組などの機能集団において果されており、畔頭組は行政的性格が強い。
- ③ 畔頭組内部の行政組織には、ほぼ十軒を一単位とする十人組があり、十人組ごとに一人の頭取百姓がおかれた。頭取百姓の中から、畔頭組ごとに一人の証人百姓がおかれた。十人組頭・証人百姓は、村民の意向を反映して選任された。
- ④ 畔頭は、単なる庄屋の補佐役ではなく、自己の支配する組内において、年貢収納・人身把握・勤農に関して、かなり独自の権限を持って職務を行っていた。文書機構からみると、藩庁からの通達は庄屋を介して畔頭まで伝えられ、

また、畔頭は、藩庁へ文書を上申する場合の主体となることもあった。畔頭の組内における地位は高く、その指導力は強大なものがあつた。畔頭には、在地性を欠く者もあり、支配機構の末端としての行政官的性格が示されている。

五 補論 年貢収納関係諸帳簿について

ここでは、村役人の職務機能と密接に関係している、年貢収納関係諸帳簿の性格とその残存の特徴について考察する。

長州藩の近世文書の残存状況に関しては、藩政文書は豊富であるが農村文書が稀薄であるとの指摘がよく行なわれている。この指摘は、現在もなお意欲的に史料発掘が行なわれている状況であるので、そのまま首肯する訳にはいかない。しかし、他藩の史料調査に従事した経験から比較してみると、大勢としては認めざるを得ないといふべきであろう。農村文書があまり残存していない原因については、紙問屋が買占めた等のことが言われたりするが、未だ体系だった指摘は成されていないようである。結論的に言えば、筆者は、この原因は、先述の長州藩年貢収納構造と関連する、帳簿作成過程とその処理のあり方に一端があると考えている。つまり、「四冊御書付」に規定されているように、明和三年からは、年貢収納関係帳簿は異動が無ければ前年度のものをそのまま使用し、毎年作成されるということではなかつたのである。具体的には次のように沙汰されている。

〔春定下札〕 「下札の儀、只今迄毎春調替来候へ共、自今は入狂ひ無之候ハ、前年の分いつまでも相用、田島永否又ハ売買ニ付入狂ひ有之分ハ春々調替被仰付」⁽¹⁾

〔春定名寄帳〕 「名寄帳の儀、下札前の通納分内書までも相立置、田島否石其外取遣ニ付入狂ひ有之候は年々調替、相違無之年は前年の分相用、奥書ニ何年分の儀も前年の分ニ無相違段書記、御代官下代御算用方名印取置候様可有御沙汰候」⁽²⁾

〔春定皆済一紙〕 「村別春定一紙の儀、増減有之年ハ調替、無相違年は前年の分直様相用、尤奥書前年の分ニ無相違段締りの印形相成相済候」⁽³⁾

右のように、春定下札・春定名寄帳・春定皆済一紙ともに前年度と異動が無ければそのまま踏襲して使用するよう、明和三年の法令によって沙汰されている。その理由は、「以前と違ひ地下繁用の段ハ於上も其御手当ニ付、一体の締りさへ相成候は、諸帳の仕立旁致省略、手間費の儀無之様にとの御事」⁽⁴⁾ということであ

り、地方行政の簡素化を意図したものであつた。

以上は年貢収納関係諸帳簿の作成に関する問題であるが、もう一方で、文書廃棄の問題がある。春定の仕組についての明治期の調査書は、文書処理の方法にも触れて次のように説明している

春 定 法

毎春畔頭元ニ於テ、百姓人別所有ノ田畠山林ノ反別石高及び其租税ヲ明記シタル名寄帳ナル者ヲ調整シ、百姓人別ノ印判ヲ取り庄屋元へ差出シ、下検査ヲナシ其村ノ都合帳ヲ製シ、之ヲ添テ勘場へ持出シ、算用方ト唱ル郡官検閱官トナリ、算用師前年ノ春定帳ト引合精算ヲナシ、無相違時ハ代官算用方ノ奥書調印ヲ為シタル上、其帳簿ハ畔頭元ニ於テ之ヲ保護ス、(中略)

春定名寄帳 畔頭元ニ於テ製スルモノ

春定御皆済一紙 一ケ村ノ括リ庄屋元ニ於テ全上

春定御皆済惣括一紙 一郡ノ括リ勘場元ニ於テ製スルモノ

右諸帳簿ハ五年目又ハ七年目八年目ニ郡窮ト称シ郡奉行回郡ノ節、再ヒ之ヲ検閲シタル後、初テ反古トナルナリ⁽⁵⁾

このように、春定名寄帳・春定御皆済一紙・春定御皆済惣括一紙は、五年ないし七・八年目ごとの郡窮めにより、郡奉行の検閲を受けたら廃棄してもよいとされている。勿論この方法は廃棄を命じているのではなく、年貢関係諸帳簿の保存は個人的に行なえば充分可能な訳であり、現実にはかなりの量の史料が残存してきているのであるが、他藩に比して長州藩地方文書を稀薄にさせている一つの要因となっているであろう。実際の運用においても、前述の「畔頭座付渡御用物付立并年中行事書」に、畔頭が職務上引継ぐ春定名寄帳は、先の郡窮め以後のもののみと規定されており、実用的効力を失つた帳簿は、地方行政を簡素化するといふ藩庁側の意図の影響を受けて、廃棄される傾向が強かつたと推察される。

以上、長州藩農村文書が、他藩に比して稀薄であることの原因の一端について考察したが、それにしてもまだまだ未発掘の史料が数多く残されていると思われ。その場合、畔頭文書は史料規模も少ないこともあって、従来の史料調査においては、庄屋文書に比してあまり注目されていない傾向がある。しかしながら、前述した畔頭の性格から、村落構造を分析する上で基本となる農民個人々の動向は、庄屋文書ではなく、畔頭文書によって明らかにすることが出来るのであり、

畔頭文書により注目して史料発掘が成されることによって、長州藩村落史研究が更に深化していくことが期待されるのである。

(注)

- (1) 『萩藩四冊御書付』五〇頁
- (2) 「毛利家民政財政材料集録」毛利家文庫 山口県文書館蔵

(付記)

本稿を作成するにあたり、史料調査において多大の御高配をいただいた、山口県文書館・山口女子大学付属図書館・大和町教育委員会 の各位、大和町東荷の守田正氏に、深甚なる謝意を表したい。

なお、本稿の分析の主たるフィールドとした、熊毛郡大和町域における近世村落の様相の詳細については、『大和町史』の近世編(執筆担当は筆者。近く発刊の予定)を参照されたい。

(昭和五十四年九月八日受理)

(宇部工業高等専門学校歴史教室)